

あいち事務所 司法書士 伊藤直樹ルール、ご確認ください。

令和7年4月21日からの不動産登記法改正の新しいルールに、伊藤直樹は、あいち事務所 司法書士の代表として、疑問を持ちました。

所有権に関する登記を申請される方（自然人）は、個人のメールアドレスを申し出ることが必要となります。…ということで、スマホ等のご本人の電子メールアドレスを、個人検索性情報として、各法務局に送信（又は申請）することが原則とされました。

今回、このメールアドレスを申出された所有権者の方には、法務局から、早速、下記内容の電子メールが送られてきます。

#### 記

- （１）申立手続きが完了した旨
- （２）その年月日、立件番号
- （３）申立対象の不動産番号
- （４）認証キー ※＝１０桁番号、記号その他の番号  
（アドレスをお客様が変更される際に必要となるそうです。）

私共は、この（１）～（４）の処理について、4月21日迄に法務省から詳しい説明を受けておりません。メールの事後対応が十分にご理解いただけるような状況となる迄は、無責任にアドレス記載を行なうことは保留といたします。

よって、アドレス申出をどうしてもご希望される方については、後日当事務所にご依頼いただければ、無料対応いたします。

以上、本日、4月21日より当分の間（期間は不明です）、正式な、「あいち事務所は、アドレス記載を当分行わない表明」として、本文を公開させていただきます。

令和7年4月21日

あいち事務所

代表司法書士 伊藤 直樹  
司法書士 木下 剛  
司法書士 生川 幸子  
司法書士 杉江 太郎  
司法書士 西田 昌史